

人権啓発・相談センターにおける人権相談について

- ・人権啓発・相談センター（以下「センター」という。）では、人権侵害事案に遭遇した市民を対象として、間口を広く、気軽に相談できる人権相談窓口を目指し、平日・祝日、夜間を問わず電話・面談による相談を受け付けている。
- ・本市が実施している人権相談業務には、調査権限等（法的根拠）を有していないことから、相談者への直接的な人権救済・支援ではなく、迅速かつ適切に人権救済相談機関に繋げることを業務の目的としている。
- ・センターが連携・構築している人権相談ネットワークを活用して、人権救済に繋げている関係機関としては、センターの契約弁護士 法テラス 各区役所関係課や区役所実施の法律相談 本市関係機関 大阪法務局人権擁護部 大阪府関係機関 その他 警察、大阪労働局、各種NPO団体 などがある。

ヘイトスピーチに関する人権相談事例への対応について

ヘイトスピーチの内容により、人権救済を求められた相談事例はない。

《ヘイトスピーチ関連相談》

年 度 (件数)	相 談 者 か ら の 主 訴
平成26年度 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチを何とかしてほしい。このままでは、来日している外国人の人達にも顔向けできない。 ・センターにも色々な考えの方から意見が寄せられるであろうが、安易に同意することなく、中立的立場で対応を願う。
平成25年度 (1件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチなどのデモを行政として規制できないのか。
平成24年度 (1件)	<ul style="list-style-type: none"> ・私は在日だが、最近のヘイトスピーチには目に余るものがある。子どもたちへの教育上も好ましくない。

《センターからの説明》

- ・現状では、ヘイトスピーチに対して法規制をかけることは困難であるが、深刻な問題であると考えている。本市では、大阪府等とも連携しながら、「様々な人権侵害による被害者を救済するための実効ある法制度の早期確立」に向けた国(法務省等)要望を行っている。

外国人問題に係る相談件数（大阪市人権啓発・相談センター）

課 題 別	23年度	24年度	25年度	26年度 (4月～9月)
外国人問題 (割合)	403件 (4.1%)	326件 (3.4%)	195件 (2.0%)	283件 (4.8%)
全体件数	9,922件	9,594件	9,995件	5,859件